

大学発スタートアップ等促進ファンド 運営事業者募集要項

令和5（2023）年7月

東京都スタートアップ・国際金融都市戦略室

第1 本事業の目的

東京都は、都政の新たな羅針盤である『「未来の東京」戦略』において、ビジョン14として「次々と新しい産業が生まれる世界一のスタートアップ都市・東京」を掲げ、「数々のスタートアップ・エコシステムが形成され、有機的につながり、世界を席巻するユニコーン企業が数多く生まれる都市」を目指し、スタートアップ施策を幅広く展開している。

令和4年11月、スタートアップと協働し、社会的課題の解決に取り組んでいくことを目指し、新たなスタートアップ戦略「Global Innovation with STARTUPS」を策定した。

本戦略では「未来を切り拓く10x10x10のイノベーションビジョン」を掲げ、グローバルに活躍するスタートアップの創出や、スタートアップの裾野拡大、行政がスタートアップを支援する官民協働の拡大を目指している。

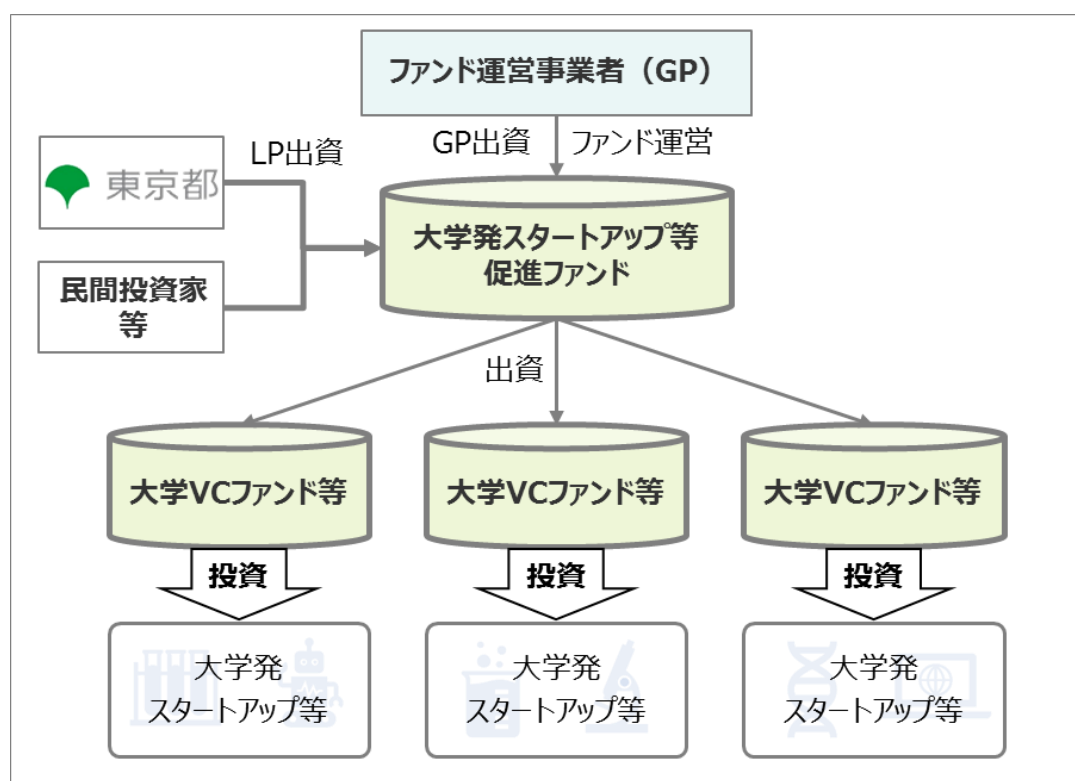
東京は知の拠点である大学や研究機関が集積し、またベンチャーキャピタル（以下「VC」という。）やアクセラレーター等スタートアップに関するステークホルダーが数多く集まっている。

一方で、大学発のスタートアップの企業数は米国と比較すると少なく、技術シーズがあるにもかかわらず事業化につながっていない可能性があるといわれている。

そこで東京都は、大学発スタートアップやディープテック領域のスタートアップを資金面から支援を行う「大学発スタートアップ等促進ファンド（以下「本ファンド」という。）」を創設する。大学の優れた研究や研究開発型のディープテック企業の技術を社会に実装することを通じて、グローバルに活躍するスタートアップの創出や一層の成長を促進し、様々な社会課題の解決に繋げていく。

本事業では、ファンドへの出資を行うファンド・オブ・ファンズの枠組みを原則とし、本ファンドを運営する事業者を募集する。

【大学発スタートアップ等促進ファンドのイメージ】



第2 本ファンドの概要

運営事業者は、本ファンドについて、事業目的を実現することができるよう、以下に掲げる事項を満たすことを原則とし、各事項について、必要に応じ投資事業有限責任組合契約（以下「組合契約」という。）等において位置付けること。

東京都は、大学の優れた研究や研究開発型のディープテック企業の技術の社会実装を主な投資目的として、本ファンドに有限責任組合員（以下「LP」という。）として出資する。

1 基本スキーム

- (1) 本ファンドの法的形式は、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成 10 年法律第 90 号）に基づく投資事業有限責任組合（以下「LPS」という。）とする。
- (2) 東京都が出資する本ファンドは、新規に設立するファンド又は既に設立されたファンドを基本とする。
- (3) 東京都は、大学の優れた研究や研究開発型のディープテック企業の技術の社会実装を主な投資目的として、本ファンドに LP として出資する。
- (4) 東京都の出資額は、50 億円を最大とする。東京都の出資分については、令和 5 年度内に一括払い込みとし、組合契約締結後、速やかに払い込むこととする。
- (5) 本ファンドの出資約束金額又は、本ファンドの出資先ファンド（大学 VC ファンド等）の合計ファンド規模は、100 億円規模を目標とする。
- (6) 本ファンドの無限責任組合員（以下「GP」という。）は、ファンド規模の 1 %以上の額を出資することとする。

2 投資方針等

グローバルイノベーションの創出を目指す本ファンドの投資方針等は、以下の通りとする。

- (1) 本ファンドは、大学発スタートアップへ投資する VC ファンドやディープテック領域(*)を中心としたスタートアップへ投資する VC ファンドを主な対象として出資を行うこととする。ただし、大学発スタートアップやディープテック領域のスタートアップへ直接投資することも可とする。
- (2) 本ファンドは、少なくとも 5 以上のファンドに出資することとする。またうち半数以上を大学発スタートアップに投資するファンドに出資することとする。
- (3) 本ファンドが出資するファンドの選定においては新興ファンド（初めてファンドを設立するいわゆるファーストファンド）が含まれるよう検討することとする。
- (4) 本ファンドの出資先ファンドの投資先スタートアップ又は本ファンドの投資先スタートアップは、東京都内を含めて商品・サービス等を展開する又は展開が見込まれる企業とする。（投資先ファンド及び企業の本社地域については、東京都内に限定しない。）
- (5) 本ファンドの出資先ファンド又は投資先スタートアップに対して、経営面でのアドバイス等のハンズオン支援を実施すること。

* ディープテックとは、社会に大きなインパクトを与えられる潜在力を持つものであり、領域例としては、量子、AI、ロボティクス、半導体、電子機器、エネルギー・環境、バイオテクノロジー、新素材、創薬、医療機器、航空宇宙等。

参考：ディープレック・スタートアップ支援事業の基本方針
(令和5年3月 経済産業省)

3 出資金の払込・管理方法

- (1) 機関投資家等の本ファンドへの出資金の払込方法は、出資約束金額を確定した上での「一括払い」又は「キャピタルコールを含む分割払い」の方式であること。
- (2) 東京都の出資金の払込方法は、「一括払い」方式とすること。また一括払込は令和5年度内に実施するものとする。
- (3) 東京都の「一括払い」方式によって払い込まれた出資金については、通常の「組合口座」とは別に「東京都専用プール口座」を開設し、キャピタルコールに応じて「組合口座」への振替送金とすること。当該振替送金をもって出資履行として取り扱うこと。
- (4) 「東京都専用プール口座」を含む出資金用の口座の入出金を適切に管理し、プール口座の入出金等については、その詳細を定期的に東京都に報告すること。

4 東京都の関与

- (1) 東京都は、本ファンドのオブザーバーとして投資委員会等に出席できるものとする。
- (2) 東京都は、定期的に外部専門家を活用しながら、本ファンドの投資先企業の経営状況や本ファンドの運営状況の把握を行うなどのモニタリングを実施し、GPとの意見交換を行うことができるものとする。
- (3) 東京都は、GP及び本ファンドの財務内容等の経営状況やコンプライアンス態勢について必要に応じ、報告を求めることができるものとする。
- (4) 東京都は、GPと協議の上、本ファンドの出資先ファンドや投資先スタートアップの概要について公表できるものとする。

5 報告義務

- (1) GPは、東京都に対し、本ファンドの業務執行状況、財産状況、出資先ファンドの概要等を記載した報告書を定期的に提出するものとする。
- (2) GPは、東京都に対し、本ファンド及び本ファンドの出資先ファンドに係る下記の事項に関し報告するとともに、東京都から要請があった場合には、投資活動に関する情報の開示を行うものとする。

＜本ファンド＞

- ① 出資先ファンドの概要、投資戦略、出資先ファンドの主な契約条件等
 - ② 出資先ファンドのGPの概要、投資担当者の略歴、並びにトラックレコード等
- ＜本ファンドの出資するファンド＞

- ① 投資実行した場合の投資先企業の概要、投資額等
- ② 投資先企業に発生した次に掲げる重要な事情の内容等
(合併、株式交換、株式移転、会社分割、事業譲渡、事業の休止又は廃止、破産、会社更生又は民事再生の手続開始申立、上場承認等)
- ③ 投資先企業の1年ごとの売上、利益、雇用その他の経営状況
- ④ 投資先企業に対するハンズオン支援の内容

- ⑤ 売却・償還等による処分収入を得た場合の売却先、売却方法、投資先企業の概要、売却額等

なお、上記の事項のうち、＜本ファンド＞①、②及び＜本ファンドの出資するファンド＞①については投資実行の翌月末まで、＜本ファンドの出資するファンド＞②については発生後遅滞なく、＜本ファンドの出資するファンド＞③及び④については年1回程度、＜本ファンドの出資するファンド＞⑤については処分収入を得た翌月末までに報告を行うものとする。

また、本ファンドから直接スタートアップに投資する場合の報告内容は、＜本ファンドの出資するファンド＞の報告事項に準じるものとする。

- (3) GP は、東京都を含む LP に対して運用報告会を年1回以上実施するものとする。

6 その他

- (1) 本ファンド創設に当たって、東京都は適格機関投資家ではない点に留意すること。
- (2) 本ファンド創設に当たって、東京都は出資約束金額以外の形式での費用・手数料等（設立費用、管理報酬、追加出資における経過利息等）の支払いには一切応じられない点に留意すること。
- (3) 東京都は、東京都の定めた規則に従い会計処理を行うことに留意すること。
- (4) 東京都は、本ファンドへの出資に際して法令、規則、公的機関による指導等を遵守する必要があることに留意すること。
- (5) 本ファンドの GP において法令その他コンプライアンス遵守のための体制が整備されていること。
- (6) 東京都に対する組合財産の分配（清算人による残余財産の分配を含む。）については、株式等の現物ではなく、金銭により行うこと。
- (7) 本ファンドが利息及び配当金を受領する際には、源泉徴収義務者に対し、東京都は非課税法人であることを通知し、適正な法人税法上の処理を行わせること。
- (8) 東京都から検査・監査への協力を求められた場合は、合理的に可能な範囲において協力を行うこと。

7 反社会的勢力への対応

- (1) GP のすべての役職員及びすべての組合員が、契約締結時点において反社会的勢力でないこと、本ファンドの存続期間中の全期間において反社会的勢力に該当しないこと、及び本ファンドの解散・清算後も反社会的勢力に該当するおそれがないことを、表明し、保証すること。
- (2) 上記(1)に虚偽又は違反があることが判明した場合には組合員の除名事由に該当するものとするとともに、一切の責任を負うこと。
- (3) 本ファンドの投資対象から反社会的勢力を除外すること。

第3 事業者の応募資格

- 1 応募資格は、応募時点で以下全ての条件を満たす法人等とする。

- (1) 金融商品取引法その他のファンド規制を遵守して、自らが GP となり、本要項を満たす

ファンドを創設し運営を行うことのできるもの（※）

※GP が運用を別会社に委託する場合又は、複数社が合同会社等を設立し GP となる場合は、参加申込書において明記すること。

- (2) ファンドの運営事業者として実績を有するもの（※）

※新興資産運用業者（本事業では設立から概ね5年以内の資産運用業者をいう。以下同じ。）がファンドを運用し実績を積む機会を創出する観点から、応募事業者が新興資産運用業者で業歴が浅い場合は、応募事業者のメンバーが当該新興資産運用業者の前に在籍していたファンド運営事業者や共同提案者における当該メンバーの実績を含めることを可とする。

- (3) 「第2 本ファンドの概要」を満たしているか、又は満たすことのできるファンドを運営している、若しくは運営する予定であるもの
- (4) 本ファンドを設立するに当たって、東京都がLPとして出資する際に必要な法的要件（第二種金融商品取引業、投資運用業、適格機関投資家特例業務の届出等）を備えているものとする。なお、東京都は適格機関投資家ではない点に留意すること。

2 ただし、以下のいずれかに該当する法人等は応募することができない。

- (1) 一般競争入札の参加者の資格（地方自治法施行令第167条の4）に規定された各号の要件に該当するもの
- (2) 東京都から指名停止措置を受けているもの
- (3) 事業税その他租税の未申告・滞納があるもの
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始申立、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始申立がなされているもの
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産者で復権を得ないもの
- (6) 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けているもの
- (7) 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされているもの

第4 募集期間

令和5年7月28日（金曜日）から9月8日（金曜日）まで

第5 質問受付期間

令和5年7月28日（金曜日）から8月25日（金曜日）午後5時まで

次のアドレス宛てに、質問を文章にて（様式自由）E-mailにより送付すること。

E-mail（送付先）：S1130102@section.metro.tokyo.jp

回答は質問者に対して、令和5年9月1日（金曜日）までを目途に、E-mailにて送付する。
なお、東京都が必要と判断した場合には、質問者全員にE-mailにて質問及び回答を送付する。

第6 提出書類

下記所定の書類を募集期間内必着で郵送にて提出すること。

1 提出書類

- A. 企画提案書（ファンド設立趣意書）・・・1部
- B. 組合契約書のドラフト・・・1部
- C. その他提出書類・・・1部

※提出方法の詳細については、別紙2参照

2 提出先

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都庁第一本庁舎14階北側

東京都 スタートアップ・国際金融都市戦略室 戦略推進部

スタートアップ推進課（ファンド）担当

電 話：03-5388-2106

E-mail：S1130102@section.metro.tokyo.jp

第7 審査・選定方法

応募資格を満たす者について、「運営事業者選定基準」に基づき、選定委員会にて審査を行い、本ファンドの運営事業者を選定する。

1 審査方法

- ・ 選定委員会において審査を行う。
- ・ 選定委員会の委員には必要な外部専門家を招聘する。
- ・ 応募事業者より提出された書類等に基づき下記「2 審査項目」の各項目について審査を行う。
- ・ 応募事業者の数が一定数を超えた場合、提出書類に基づく書面審査を一次審査として実施し、最終審査に進む応募事業者を一定数に絞る。
- ・ 最終審査に進む応募事業者に対し、ファンド調査専門機関による適正調査（デューデリジェンス）を実施する。
- ・ 最終審査では、応募事業者による企画提案に係るプレゼンテーション及び応募事業者へのヒアリングを実施する。
- ・ 東京都から資料の提出や説明を求められた場合、応募事業者は速やかにその対応を行うこと。
- ・ 審査過程において東京都が出資することが困難と判断される課題が見受けられる場合（応募事業者として速やかな対応を行わない場合等）には、その後の審査は行わない。
- ・ 選定結果（採択の可否）は全ての応募事業者に対し通知する。
- ・ 選定結果（不採択の理由等）に関する問合せには一切応じない。

2 審査項目

別紙3「運営事業者選定基準」を参照

第8 今後の全体スケジュール（予定）

- ・ 令和5年7月～9月 運営事業者募集及び一次審査
- ・ 令和5年10月～11月 ファンド調査専門機関による適正調査（デューデリジェンス）
- ・ 令和5年11月～12月 選定委員会での審査・選定
- ・ 令和6年1月～2月 組合契約の調整及び締結（本ファンドの創設）
- ・ 令和6年2月～3月 本ファンドへの東京都の出資（一括払込み）

第9 注意事項等

- 1 東京都から本ファンドの運営事業者に選定された事業者は、次に掲げる事項を遵守すること。
 - (1) 速やかに本ファンド創設の準備を行い、組合契約の締結に向け最大限の努力を払うこと。
 - (2) 運営事業者の選定後、やむを得ない理由がある場合を除き、令和6年2月頃までに東京都を含む関係当事者と組合契約を締結すること。
 - (3) 企画提案内容等に関して、東京都が求める場合には、運営事業者に選定された事業者はその内容について適宜協議に応ずること。なお、運営事業者に選定された事業者が、当該協議によらずに、応募時の企画提案内容等と異なる内容の組合契約の締結を東京都に対して求める場合には、東京都は契約を締結しないことがある。この場合において、東京都はその責任を負わない。
- 2 運営事業者に選定された事業者において違反があったと東京都が認める場合又は不当な行為があったと東京都が認める場合は、東京都は何ら責任を負うことなく出資の意思を撤回し又は東京都の判断において運営事業者の募集手続の一部を変更することができる。
- 3 東京都は、自らの裁量において、事前の予告なく、本要項に定めるスケジュールや手続について、変更又は中止等を行うことができるものとする。また、東京都は、本要項に定めるスケジュールや手続の変更又は中止等によって生じるいかなる損害、損失又は費用に対しても、一切の責任を負わないものとする。

参 加 申 込 書

東京都知事 宛

会社名

代表者名

印

当社は、大学発スタートアップ等促進ファンドの運営事業者募集に関し、大学発スタートアップ等促進ファンド運営事業者募集要項（別紙を含みます。）に記載の全ての内容を承諾した上で、下記のとおり参加申込みいたします。また、添付書類に記載の主な内容が真実かつ正確であることを表明し、保証いたします。

記

1 東京都の出資形態（以下のいずれかに丸を付けてください。）

- (1) 新規に設立するファンドへの出資
- (2) 設立済ファンドへの追加出資

2 東京都が出資する組合名と設立（予定）時期

- (1) 組合名（仮名でも可） : 投資事業有限責任組合
- (2) 組合設立（予定）時期 : 令和 年 月 日

3 添付書類

- (1) 企画提案書（ファンド設立趣意書）
- (2) 組合契約書ドラフト
- (3) その他提出書類（本参加申込書を含みます。） 一式

4 新設会社を設立する場合

- (1) 新設会社名（仮名でも可） : _____
- (2) 会社設立（予定）時期 : 令和 年 月 日

5 共同提案をする場合

共同提案者：

会社名

代表者名

印

別紙2 添付書類概要

A 企画提案書（ファンド設立趣意書）

次の項目順に従い、1つのPDFデータにまとめて提出すること。なお、A4判で作成し、合計30枚程度とすること。

1 応募事業者（ファンド運営会社）の状況

- (1) 会社の業歴
- (2) 経営者・役員の履歴
- (3) 組織体制
- (4) 過去2期の決算状況と今期の見込み

2 ファンドスキーム

- (1) 本ファンドの運営方針
本事業の目的を達成するための応募事業者の本ファンド運営方針等
- (2) 本ファンドの基本概要
 - ア 本ファンド規模（コミットメント総額、想定額及び最大額）及びストラクチャー
 - イ LP構成の状況（候補者の有無・名称、出資額、出資確度等）
 - ウ 存続期間、投資期間、出資募集の初回と最終のクロージング日
- (3) 投資対象
 - ア 出資先ファンドの概要、主な業種、テーマ等
 - イ 累計投資先数及び一案件当りの平均投資額（想定）
 - ウ 投資形態、回収方針
- (4) GPの出資金額
- (5) 本ファンドに係る費用、報酬

3 投資チーム

- (1) 提案ファンドにおいて、予定する全ての投資担当者の履歴（過去ファンドにおいてキーパーソン条項の対象者か否かの区別を含む）、専門分野、投資実績（特に提案ファンドが投資対象とする分野でのソーシング（具体的手法を含む）、ハンズオン、エグジット実績等）
- (2) チームとしての安定性（メンバーのターンオーバー等）
- (3) 連携する外部ネットワーク（他の団体、PE/VC、企業等）
- (4) チームの強み、競争優位性

4 投資プロセス

- (1) 投資戦略
- (2) ソーシング（具体的に記載）及び案件選定のプロセス
- (3) ハンズオンのプロセス（得意とするハンズオンの具体例）
- (4) モニタリングの手法

- (5) エグジット戦略
- (6) 運営する他のファンドとの関係性、及びコンフリクト排除のメカニズム

5 管理・レポーティング体制等

- (1) ミドル・バック担当者数（アウトソースしている場合はアウトソース先の体制を含む。）
- (2) 各担当者の履歴、専門分野、担当分野
- (3) チームとしての安定性（メンバーのターンオーバー等）
- (4) コンプライアンス監視体制（担当者、外部顧問弁護士等との契約の有無）
- (5) レポーティングの頻度
- (6) 秘密保持、利益相反防止への取組状況（同業類似の事業、並行投資、本ファンド関係者と投資先企業との取引等）
- (7) 本ファンドによる成果についての応募事業者の対外的な周知策（投資・支援実績等）

6 東京都が求める要件への対応

- (1) 本ファンド創設における法的要件充足に向けた対応策
適格機関投資家ではない東京都を LP としてファンドを成立させるための法的対応策
- (2) 一括払い要件（「第2の3 出資金の払込・管理方法」参照）
組合契約書への記載の可否
- (3) 投資委員会等へのオブザーバー参加要件
組合契約書への記載の可否

B 組合契約書のドラフト

- (1) 新設ファンドへの東京都からの出資を前提として応募する場合、「投資事業有限責任組合モデル契約（例）（平成30年3月 経済産業省）」（以下「モデル契約」という。）に準拠し作成・提示すること（案段階で可）。既設ファンドへの東京都からの出資を前提として応募する場合、既設ファンドの組合契約書の最新版を提示すること。
- (2) モデル契約と相違する箇所については、軽微な相違等を除き、当該箇所を朱書きする等の方法により、分かりやすく明示すること。
- (3) 投資方針（投資ガイドライン）も含めて作成・提示すること。

C その他提出書類

- 1 参加申込書（別紙1 参照）
- 2 応募事業者資料（企画提案書等の根拠資料）
 - (1) 応募事業者の履歴事項全部証明書（直近3ヶ月以内に取得したもの）
 - (2) 応募事業者の定款（写し）
 - (3) 応募事業者の主要株主一覧

※ 書類提出にあたっての注意事項

- ・ 複数社で合同会社等を設立し GP となる提案を行う場合、「C その他提出書類の1」

について連名による申請を可とする。また、共同提案又は新設会社を設立する場合、参加申込書にその旨を記載すること。なお、「C その他提出書類の2(1)から(3)」についても関係各社分を提出すること。

- ・ 「A 企画提案書」、「B 組合契約書のドラフト」、「C その他提出書類」について、電子媒体又は紙媒体で提出すること。電子媒体で提出する場合、全ての書類の電子ファイルをDVD-R等のメディアに格納して1部提出すること。紙媒体で提出する場合、全て1部ずつ準備すること。
- ・ 東京都から必要に応じて補足資料の提出を要請することがある。

別紙3 運営事業者選定基準

次に掲げる表中の「審査項目」を主な評価ポイントとし、運営事業者を審査・選定する。

審査項目	審査上の視点
① 応募事業者等の経営の健全性 ・財務的基盤、信用力、業績	・本ファンドを継続的かつ安定的に運営するために必要な財務内容等を有していること
② ファンドスキーム等の実効性、合理性 ・本ファンドの運営方針 ・スキームの実効性、合理性（ファンド規模、ストラクチャー、存続期間、投資期間等） ・投資対象の実効性、合理性（ステージ、業種、テーマ、累計投資先数、一投資案件当たりの平均投資額、投資形態、回収方針） ・コミットメントの確度（GP 出資額、LP 候補者、LP 出資額） ・LPS の費用、GP 等への報酬、組合員への分配のあり方の合理性（費用、報酬水準の合理性、クローバック、リスクに見合った分配規定）	・本事業の目的（大学の優れた研究や研究開発型のディープテック企業の技術を社会に実装していく）の達成に向け適切かつ合理的なファンド運営方針等となっていること ・東京都のスタートアップ戦略「Global Innovation with STARTUPS」に資する方針となっていること ・LPS の組成経験等に基づいて蓄積されたノウハウ等を活用し、効果的に資金拠出、投資先支援を行えるスキームとなっていること ・本ファンドの目的を達成するための合理的な存続期間、投資期間等が設定されていること ・本ファンドの目的を達成するために必要な投資スタイルとなっていること ・投資スタイルを構成する各要素が現実に即した内容となっていること ・本ファンドの運営事業者としてのコミットメント方針及び拠出金額に対する考え方が具体的に示されていること ・本ファンドの目的を達成するために必要な規模のコミットメントが獲得できる見通しが具体的に示されていること ・出資先のファンドにおける LP 出資のコミットメントが獲得できる見通しが具体的に示されていること。 ・本ファンドの業務委託に係るフィーや投資先企業のモニタリングコスト等を含む本ファンド全体の組成、運用コストが、マーケット水準を踏まえた合理的な水準となっていること ・ハードルレートや GP に対する管理報酬・成功報酬等の設定が、ファンドスキームや投資スタイル等と整合的かつ合理的な水準となっていること

		・分配に関する考え方が組合員の出資リスクに見合った合理的なものとなっていること
③	応募事業者等の経験、能力	
	・本ファンドと同種又は類似、関連するファンドに係る応募事業者、キーパーソン、連携する外部ネットワークそれぞれの実績、ノウハウ(組成実績、投資実績、パフォーマンス実績、専門的ノウハウ)	・GPとして大学発スタートアップやディープテック領域に知見がある者や投資実績がある者を有していること ・また外部のネットワークを活かして、大学発スタートアップやディープテック領域のスタートアップとのリレーション構築や支援体制を有していること ・VCファンド等を投資対象とするFoFの運営事業者として十分な経験と実績を有すること。特に新興ファンドへの投資、育成実績を有すること
④	本事業の投資チームの体制	
	・投資チームの実行力(各チームメンバーの実績、チームとしての投資実績、安定性、強み、可処分時間に対する提案ファンドへのコミットの割合)	・各担当の機能、役割分担が明確であること ・適切な能力を持った人材等が組織的に配置されていること ・チームとして有効に機能する内容となっていること ・本ファンドへの十分なコミットメントがあること
⑤	投資プロセスの実効性	
	・投資戦略、ソーシング、ハンズオン、投資先モニタリング、エグジット戦略、運営する他のファンドとのコンフリクト排除のメカニズムの具体性	・大学発スタートアップやディープテック領域のスタートアップ及びベンチャーファンドの案件情報や取引関係の豊富なネットワークを有しており、有望な投資先発掘のための投資戦略やソーシング、案件選定のプロセスなどが機能的に構築されていること ・ハンズオンのプロセスなど投資実行後に投資先企業を成長させ企業価値を向上させるための戦略、経営管理ノウハウ及び実施体制を有していること ・投資先企業のステージ、成長度合い等に応じた現実的なエグジット戦略を有していること ・本ファンドの出資先のファンドと連携を図りながら、投資先のスタートアップの成長に繋がる取組ができること ・コンフリクト排除のための機能的なメカニズムを構築していること
⑥	本事業の管理・レポート体制等	
	・管理・レポート体制の有効性(チームメンバーの実績、チームとしての安定性、コンプライアンス監	・各担当の機能、役割分担が明確であること ・適切な能力を持った人材等が組織的に配置されていること ・チームとして有効に機能する内容となっていること

	視体制、秘密保持の体制、利益相反防止の体制、これらに係るこれまでの取組状況、本ファンドによる成果の対外的な周知策（投資・支援実績）	・ファンド運営に関する、各業務プロセスのリスク管理に係る方針が明確化されており、必要な実施体制及びガイドライン等が整備されていること ・コンプライアンスの遵守や利益相反の防止に関する方針が明確化されており、必要な実施体制、ガイドライン等が整備されていること ・秘密保持や LP への情報開示に関する方針が明確化されており、必要十分な情報開示体制が整備されていること ・本ファンドの成果（投資・支援実績）を世間に広く、効果的に周知していくための工夫がなされていること
⑦	組合契約内容	
	・ GP の業務執行体制の合理性、組合員の利益の最大化、投資ガイドラインの妥当性、東京都の要求事項の充足度 (適格機関投資家ではない東京都の出資、東京都の出資金の一括払込、投資委員会等への東京都のオブザーバー参加等)	・ 組合契約における各種の条件が、本ファンドの適切な運営及び組合員の利益の最大化が図れる内容となっていること ・ 本ファンドの目的を踏まえ、必要十分な投資ガイドラインが具体的に示されていること ・ 本ファンドに対して東京都が要求する事項が組合契約等において、具体的に示されていること